

京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例の施行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1項の申出)

第2条 条例第2条第1項に規定する申出書は、控除対象特定非営利活動法人申出書（第1号様式）によるものとする。

(暴力団又は暴力団の構成員等に該当しないことの誓約書)

第3条 条例第2条第2項第1号の規定により申出の際に添付する条例第5条第1号イに規定する特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第47条第1号ニの暴力団の構成員等及び条例第5条第3号に規定する法第47条第6号の暴力団又は暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制の下にあるものに該当しない旨を説明する書類は、誓約書（第2号様式）により行うものとする。

(条例第3条第1項第9号に規定する申出法人以外の団体)

第4条 条例第3条第1項第9号に規定する申出法人以外の団体とは、次に掲げる団体をいう。ただし、当該申出法人の特定非営利活動により直接の利益を受ける団体を除く。

- (1) 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体
- (2) 国又は地方公共団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該申出法人が実績判定期間に特定非営利活動を行った地域の課題の解決に資する活動を行う団体（当該申出法人の役員若しくは役員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は役員の3親等以内の親族（以下「申出法人の役員等」という。）が役員となっている団体を除く。）

(条例第3条第1項第11号に規定する申出法人以外の者)

第5条 条例第3条第1項第11号に規定する申出法人以外の者とは、次に掲げる者をいう。ただし、当該申出法人の特定非営利活動により直接の利益を受ける者及び申出法人の役員等並びに申出法人の役員等が役員となっている者を除く。

- (1) 特定非営利活動について評価をすることを事業として行っている者で別に定める者
- (2) 特定非営利活動に関する学識経験を有する者

(継続の申出)

第6条 条例第7条第1項の規定による申出は、控除対象特定非営利活動法人継続申出書（第3号様式）により行うものとする。

(役員の変更等及び事業の概要等に関する変更の届出)

第7条 条例第8条及び第9条第1項の規定による届出は、控除対象特定非営利活動法人変更届出書（第4号様式）により行うものとする。

(事業報告書等の提出)

第8条 条例第11条第1項の規定による書類の提出は、控除対象特定非営利活動法人事業報告書等提出書(第5号様式)により行うものとする。

2 条例第11条第2項の規定による条例第10条第3項の書類の提出は、控除対象特定非営利活動法人助成金支給実績提出書(第6号様式)により行うものとする。

(解散の届出)

第9条 条例第13条の規定による届出は、解散届出書(第7号様式)により行うものとする。

(控除対象特定非営利活動法人の合併の届出)

第10条 条例第14条第1項の規定による届出は、控除対象特定非営利活動法人合併申請届出書(第8号様式)により行うものとする。

(雑則)

第11条 条例、規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、日本工業規格A列4番とする。ただし、官公署が発給した書類については、この限りでない。

(補則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。